

益城町上下水道事業経営統合検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、益城町（以下、「町」という。）の上下水道事業について、経営の統合の方向性を検討することを目的とする。

具体的には、町内全域の上下水道事業を俯瞰的に把握し、職員へのヒアリング結果、組織体制、財政シミュレーションの効果検証等を踏まえ、上下水道事業統合の方向性について定量的かつ総合的に検討する。

本業務は、上下水道事業経営統合業務に高い知識及び専門性を備えた事業者を公募し、本業務について円滑かつ効果的に実施するため、企画提案（プロポーザル）方式により最適な者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務委託の名称

益城町上下水道事業経営統合検討業務委託

(2) 履行期間

令和7年（2025年）7月22日～令和9年（2027年）3月26日

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

金 18,000,000 円以内

（令和7年度：9,000,000 円以内、令和8年度：9,000,000 円以内）

※1 当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

※2 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

※3 消費税及び地方消費税は、10%で計算すること。

※4 本契約の締結後に消費税法等の改正により消費税率が変動した場合、変動後の税率により計算した消費税を含んだ契約金額を上限とする契約の一部変更を行う。

(4) 業務内容

別記仕様書のとおり

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、必要に応じて町から確認資料の提出を求めることがある。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当する者でないこと。

(3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく、再生手続開始

の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規程に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (7) 町税に未納がない者であること。
- (8) 過去10年間に国、地方公共団体等との間に当該事業と類似した事業若しくは下水道課等に関連した調査業務を履行した実績を有していること。

4 公募スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年5月26日（月） |
| (2) 質問受付期間 | 令和7年5月28日（水）～6月6日（金）
午後4時 |
| (3) 質問回答 | 令和7年6月9日（月）午後4時 |
| (4) 参加表明書等の提出期限 | 令和7年6月10日（火）午後4時 |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年6月13日（金）午後5時 |
| (6) 企画提案書等の説明 | 令和7年6月下旬（別途連絡（下記参照）） |
| (7) 委託業者決定 | 令和7年7月9日（水） |

5 参加表明書

- (1) 提出期限
令和7年6月10日（火）午後4時まで
- (2) 提出場所
下記14 問い合わせ及び提出先 参照
- (3) 提出書類
参加表明書（様式第1号）

6 質問の受付及び回答

- (1) 『プロポーザル実施要領』及び『仕様書』等に関して疑義がある場合には、質問書【別紙1】を記入し、メール又はFAXにより提出すること。
受付期限 令和7年6月6日（金）午後4時まで
- (2) 提出場所
下記14 問い合わせ及び提出先 参照
- (2) 質問を受けた事項については、令和7年6月9日（月）午後4時までにすべての参加者あてメール又はFAXにて回答するとともに、質問企業名を伏せた上で、質問及び回答一覧をホームページに掲載します。

7 応募方法

(1) 提出書類

事業者の状況や本事業への取組体制・管理運用能力等を審査するため、以下の書類の提出を求めるものとする。様式については、ホームページからダウンロードできるほか、下水道課管理係にて配付する。（郵送等を行わない。）

① 参加表明書等

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式第3号）

② 提案書

ア 提案書表紙（様式第4号）

イ 業務実績報告書

ウ 企画提案書

③ 見積書（様式任意）

(2) 関係書類の提出

① 参加表明書等は1部、②提案書及び③見積書は各7部を作成の上、決められた期日までに、益城町下水道課管理係に持参又は郵送すること。

※ 郵送の場合は、参加表明書等及び企画提案書等それぞれの提出期限までの到着分を有効とします。

8 業務実績報告書及び企画提案書の構成

業務実績報告書及び業務に関する企画提案書には、下記の事項を記載することとする。

(1) 業務実績報告書

自治体の上水道事業及び下水道事業関連業務並びに他自治体の上下水道事業経営統合検討業務等を請け負った実績について記載すること。

(2) 企画提案書

① 取組体制

② 事業内容（上水道事業及び下水道事業関連）

③ 事業内容（上下水道事業経営統合関連）

④ 独自提案

⑤ 仕様及び納期

※別紙「仕様書」に基づき作成すること。

9 見積書について

(1) ③見積書については、提案上限額及び数量等を確認の上、提出すること。

(2) 提出先

下記14 問い合わせ及び提出先 参照

10 選定方法

- (1) 益城町上下水道事業経営統合検討業務委託事業者選定委員会において審査を行い、候補者を選定する。
- (2) 企画提案者は、選定委員会に出席し、プレゼンテーションで説明を行う。
なお、プレゼンテーション形式による会場及び審査時間等の諸連絡は、6月4日(水)に行う。

11 評価項目・配点

評価項目	配点
1 業務実績報告書（業務実績）	10点
2 企画提案書（取組体制）	10点
3 企画提案書（事業内容：上下水道事業）	15点
4 企画提案書 （事業内容：上下水道事業経営統合関連）	30点
5 企画提案書（独自提案）	15点
6 企画提案書（仕様及び納期）	10点
7 見積書	10点
合計	100点

※具体的な内容は別紙「評価指標」のとおり

12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 日時及び場所（予定）
令和7年6月下旬 ※時間及び会場は、令和7年6月18日（水）に連絡する。
- (2) 実施内容
企画提案書の説明（20分以内）を受け、選定委員会による質疑（15分程度）を行う。なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとする。
- (3) 実施方法
提出済みの企画提案書により、電子黒板等を使用して実施する。
電子黒板等は事務局で準備するので、HDMI端子付パソコンを持参すること。
- (4) 説明者
業務担当者を含めて3名までとする。
なお、出席者は、名札等を装着せず匿名性を確保するようにすること。
- (5) その他
 - ①プレゼンテーションは、非公開とする。
 - ②選定委員会委員の事前公表は行わない。また、事前接触は認めないものとし、違反した場合は、当該申請を無効とするので十分に注意すること。

13 その他

- (1) 見積金額が提案上限額を超えている場合又は各委員評価得点の合計が6割に満たないときは、業者選定の対象としない。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (7) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (8) 提出期限後の参加表明書、企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- (9) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (10) 本業務を遂行するにあたり、業務の全てを取組体制表以外の特定の業者に再委託してはならない。
- (11) 電話や電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。
- (12) 企画提案に際し必要となる関連経費については、提案事業者の負担とする。
- (13) 本件に関する疑義事項は、事務局である益城町下水道課管理係に確認すること。

14 問い合わせ及び提出先

〒861-2232

熊本県上益城郡益城町大字馬水1194番地2

益城町 下水道課 管理係

電話：096-286-1131

FAX：096-286-1656

E-mail: gkanri@town.mashiki.lg.jp